

議第114号

京都市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

京都市都市公園条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成24年 9 月24日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市都市公園条例の一部を改正する条例

京都市都市公園条例の一部を次のように改正する。

第 2 条の 2 中「午後 7 時」を「午後 9 時」に改める。

別表 3 付属設備の項中

「

拡	声	機	1 台	600
---	---	---	-----	-----

を

「

拡	声	機	1 台	600				
ス	コ	ア	ボ	ー	ド	一	式	200

に改める。」

附 則

この条例は、平成25年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表の改正規定は、公布の日から施行する。

提案理由

伏見桃山城運動公園の開園時間を延長する等の必要があるので提案する。